

令和 7 年度
県議会庁舎敷地内花壇管理業務
仕 様 書

沖縄県議会事務局

1 業務内容

指定された花壇内に、地拵え、草花の植付、施肥、灌水、除草、病虫害防除、花柄づみ等を行い、花壇を適正に管理する。

2 材料及び作業用機械器具等

- ① 発育良好で均一の大きさの苗を植え付けること。なお、苗は開花直前のものを用いること。
- ② 作業に用いる機械器具、道具類に係る費用は、すべて受託者の負担とする。

3 地拵え

- ① 地拵えの回数は、1 回とする。
- ② 花壇面は、30 cm程度掘り起こしてよく反転させた後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないようにする。
- ③ 肥料を施す場合には、指定の施肥量を均一にまき、土とよく混合させる。
- ④ 古株雑草等は、根から掘り起こし、土を払った後で適切に処分する。
- ⑤ 雨天の際は、花壇から路上等に土砂が流出しないようにする。

4 植付

- ① 植付は「図面番号 A-1～4、B-1～2」の区画に行うものとする。回数は1 回とする。
- ② 植付本数は、10 m²当たり 110 本とし、密度にむらのないよう植え付ける。
- ③ 植え付け後は十分に灌水を行い、草花が傾いたり、根が浮き上がるなど根が確実でないものは、植え直しをしなければならない。
- ④ 草花名板を適宜設置すること。

5 除草及び灌水

- ① 除草、灌水の回数は次のとおりとすること。
 - 除草：区画「A-1～4、B-1～2」：10 回
 - 灌水：区画「A-1～4、B-1～2」：60 回
- ② 除草及び灌水は、天候、土壌状態等に注意し、無駄なく時期を失わないように実施すること。
- ③ 除草は、草花を痛めないように根よりきれいに抜き取ること。この場合、花苗の根が浮き上がっているものについては、植え直しを行うこと。

- ④ 灌水は、草花を痛めないよう丁寧に行い、すべての草花に十分行き渡るようにすること。

6 補植

草花の一部に、病虫害等による枯死、通行人による踏み荒らしなどがある場合は、補植をしなければならない。この場合に係る費用は、受託者の負担とする。

7 巡回管理

受託者は、定期的に花壇を巡回点検し、草花を適正に管理すること。

8 報告

受託者は、業務を完了した後は直ちに業務報告を行い、委託者の確認を得なければならない。

9 作業日誌の提出

受託者は、作業内容等を作業日誌に記録し、提出すること。苗を植え付けた場合は、植え付け後 10 日以内に草花の種類及び数量等の記録を提出すること。

10 留意事項

- ① 施行場所が県議会庁舎敷地内とその周辺道路であるため、職員や通行人に対し、迷惑を及ぼすことのないように留意すること。
- ② 病虫害の予防及び駆除を十分に行うこと。薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等の農薬関連法規及び各メーカー等が定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、人畜の安全及び対象草花の薬害に十分注意すること。
- ③ 周囲の植栽地及び灌水装置を破損しないよう、注意すること。

11 連絡体制

臨機の場合に備え、主任技術者は常に委託者と連絡がとれる体制にしなければならない。

12 その他

- ① 管理する花壇の面積、植え付ける草花の数量等は、別紙のとおりとする。
- ② 本業務の実施に当たり、問題点又は疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。